

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

近年、琵琶湖上における催物の多様化により現行の条例では届出の対象とならない催物が行われるようになったことから、当該催物を届出対象とし、必要な処分等を行うことができるようにするため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 公安委員会への届出対象者に、琵琶湖等において他の者を参加させるための催物または興行、景観等を観覧するための催物をしようとする者を加えることとします。(第11条関係)
- (2) この条例は、平成24年7月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖等水上安全条例（昭和30年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「観覧させるための催物（以下）」を「観覧させ、もしくは他の者を参加させるための催物または興行、景観等を観覧するための催物（以下「これらを）」に改める。

付 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

滋賀県琵琶湖等水上安全条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第10条まで省略</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をすることを滋賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出なければならない。</p> <p>(1) 琵琶湖等またはその付近地を利用して、水泳に供するための施設または設備（以下「水泳施設等」という。）を設けて人に利用させようとする者</p> <p>(2) 琵琶湖等またはその付近地を利用して、遊興に供する船舶または遊興に供する船舶の使用に必要な設備（以下「遊興船舶等」という。）を設けて人に利用させようとする者</p> <p>(3) 琵琶湖等においてボート競走、ヨット競走、ボードセーリング競走その他の船舶の競走、みこし渡し、水泳競技、ロケーション、花火大会その他公衆に観覧させるための催物（以下「催物」という。）をしようとする者</p> <p>2 前項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名および住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 行為の目的</p> <p>(3) 行為の場所または区域</p> <p>(4) 行為の期間または日時</p> <p>(5) 行為の方法または形態</p> <p>(6) 水上交通の安全および事故の防止のためにとる措置の概要</p> <p>3 前項の届出書には、行為の場所または区域を示す図面その他の公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>	<p>第1条から第10条まで省略</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をすることを滋賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出なければならない。</p> <p>(1) 琵琶湖等またはその付近地を利用して、水泳に供するための施設または設備（以下「水泳施設等」という。）を設けて人に利用させようとする者</p> <p>(2) 琵琶湖等またはその付近地を利用して、遊興に供する船舶または遊興に供する船舶の使用に必要な設備（以下「遊興船舶等」という。）を設けて人に利用させようとする者</p> <p>(3) 琵琶湖等においてボート競走、ヨット競走、ボードセーリング競走その他の船舶の競走、みこし渡し、水泳競技、ロケーション、花火大会その他公衆に観覧させ、もしくは他の者を参加させるための催物または興行、景観等を観覧するための催物（以下これらを「催物」という。）をしようとする者</p> <p>2 前項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名および住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 行為の目的</p> <p>(3) 行為の場所または区域</p> <p>(4) 行為の期間または日時</p> <p>(5) 行為の方法または形態</p> <p>(6) 水上交通の安全および事故の防止のためにとる措置の概要</p> <p>3 前項の届出書には、行為の場所または区域を示す図面その他の公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>

新旧対照図 (条令第11条第1項に規定する届出の対象)

現行条例

第1号『水泳施設等』開設者

第2号『遊興船舶等』業者

第3号『催物』主催者

船舶の競走

みこし渡し

水泳競技

ロケーション

花火大会

公衆に観覧させるための催物

・みこし渡し以外の祭礼

・イベント

・鳥人間

・船舶の試乗会

・ラジコンボート競走

・釣り大会 など

条例適用外

興行、景観等を観覧するための催物

花火観覧台船

月見台船

第3号『催物』主催者

船舶の競走

みこし渡し

水泳競技

ロケーション

花火大会

公衆に観覧させるための催物

・みこし渡し以外の祭礼

・イベント

・鳥人間

・船舶の試乗会

・ラジコンボート競走

・釣り大会 など

他の者を参加させるための催物

興行、景観等を観覧するための催物

花火観覧台船

月見台船

改正後